

下水道へ接続しましょう

(注 一部地域は工事中です)

排水設備の設置

◆6か月以内に

排水設備の設置を!

汚水を河川や雑排水管に流している方は、6か月以内に下水道に接続しましょう。

◆3年以内に

トイレの水洗化を!

くみ取り便所の方は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しましょう。

◆融資あっせん制度

供用開始(下水道が使用できるようになって)から3年以内に行う接続について、町が利子を負担する制度です。ぜひご利用ください。

◆工事は

指定工事店に!

下水道への接続工事は、町指定の工事店でなければなりません。指定工事店に申し込んでください。

融資あっせん額 (工事1件につき)		
対象工事	くみ取り便所から水洗便所へ	浄化槽を廃止し下水道に接続
限度額	5万円から50万円	5万円から20万円
償還方法	毎月1万円	

受益者負担金

◆受益者負担金を納めていただく方

整備区域内に土地を持っている方に、その面積に応じて一度限りご負担していただきます。ただし、その土地が地上権、賃借権等の権利の目的となっている場合は、権利者が受益者になります。

◆受益者負担金額

賦課は土地一筆ごとに行い、1㎡あたり350円を乗じて得た額が負担金額となります。ただし、上限額は15万円です。

受益者負担金 (土地1筆あたり)	
面積	金額
100㎡ (30坪)	35,000円
200㎡ (60坪)	70,000円
300㎡ (90坪)	105,000円
400㎡ (120坪)	140,000円
429㎡ (129坪) 以上	150,000円 (上限)

公共下水道処理区域



下水道使用料

松前浄化センターでは、休むことなく流入してくる汚水の処理を行っています。この施設の機能を十分発揮させるためには、処理場や下水道管を常に点検・管理することが必要です。こうした維持管理に要する費用を負担していただくのが下水道使用料です。

下水道使用料単価表			
種別	上水道使用量 (1か月につき)		使用料
一般汚水	基本料	5㎡まで	600円
		5㎡を超え10㎡まで	1,000円
	超過料 1㎡につき	10㎡を超え20㎡まで	110円
		20㎡を超え30㎡まで	120円
		30㎡を超え50㎡まで	140円
		50㎡を超え100㎡まで	160円
湯屋汚水	1㎡当たり	25円	
例) 上水道を21㎡使用した場合 1,000円(10㎡までの基本料金) + (110円×10㎡) + (120円×1㎡) = 2,220円 2,220円×1.05(消費税分) = 2,330円			

問い合わせ

役場下水道課業務係

☎985-4126